

生乳流通体制合理化推進事業実施要領新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認 平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号 <u>一部改正 令和 8 年 4 月 8 日付け農畜機第 197 号承認</u> <u>令和 8 年 4 月 8 日付け中酪（生振）発第 26 号</u></p> <p>[略]</p> <p>第 1 事業実施主体 この事業の実施主体は、<u>畜産経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号。以下「畜案法」という。)</u>第 2 条第 4 項第 1 号で定める第 1 号対象事業を行う対象事業者(以下「第 1 号対象事業者」という。)、農業協同組合連合会、農業協同組合（都府県にあっては、都府県の区域を地区とする。）又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体」という。）であって、一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が適当と認める団体（以下「実施団体」という。）とする。</p> <p>第 2 事業の内容 この事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>1 生乳流通合理化等体制整備 中酪は、<u>実施団体が、生乳流通コストの生産者負担の軽減、生乳の需給調整及び広域的な流通組織の体制の強靱化を図るため、次に掲げる事業を実施するのに要する経費の一部について補助するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認 平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号</p> <p>[略]</p> <p>第 1 事業実施主体 この事業の実施主体は、<u>生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工にかかる乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、</u>農業協同組合連合会、農業協同組合（都府県にあっては、都府県の区域を地区とする。）又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体」という。）であって、一般社団法人中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が適当と認める団体（以下「実施団体」という。）とする</p> <p>第 2 事業の内容 この事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>1 生乳流通合理化等体制整備 中酪は、<u>実施団体が、生乳流通コストの生産者負担の軽減又は生乳の需給調整を図るため、次に掲げる事業を実施するのに要する経費の一部について補助するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(1) 実施団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会、<u>生乳需給調整協議会及び生乳流通組織強靱化協議会</u>の開催</p> <p>(2) 生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）の策定（2の（2）の<u>ウ</u>の取組を実施する場合を除く。）</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 生乳流通組織強靱化協議会の意見を踏まえ、組織統合や機能再編に向けた取組等を定める生乳流通組織強靱化計画（以下「生乳流通組織強靱化計画」という。）の策定</u></p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置等整備 ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修</p> <p><u>イ 乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修</u> <u>ウ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用の拡大を図る電算システムの改修</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p><u>4 生乳流通組織強靱化電算システムの整備</u> <u>中略は、第1号対象事業者のうち、畜安法第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体であって畜安法第10条第1項に規定する指定事業者として指定を受けている者（以下「指定事業者」という。）が、生乳流通組織強靱化計画に基づき、組織運営体制の合併や機能再編を行うために必要な電算システムの整備・改修の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</u></p>	<p>(1) 実施団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会<u>及び生乳需給調整協議会</u>の開催</p> <p>(2) 生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）の策定（2の（2）の<u>イ</u>の取組を実施する場合を除く。）</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備 ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修<u>及び乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修</u> 〔新設〕 <u>イ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用の拡大を図る電算システムの改修</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

改正後	現行
<p>第3 事業の要件</p> <p>1 生乳流通体制合理化機械装置</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>生乳流通体制合理化機械装置等整備</u></p> <p>ア 第2の2の(2)の<u>アの事業</u>における補改修の対象となる貯乳施設附帯機械装置等は、実施団体が所有するものとし、直接、生乳の保管等に係るものに限る。</p> <p>イ <u>第2の2の(2)のアの事業</u>における貯乳施設附帯機械装置等のうち、貯乳タンクの補改修を行う場合は、当該貯乳施設内の全てのタンクの貯乳量が100トン未満のものとし、その貯乳量の低減(複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。)に係る補改修に限る。</p> <p>ウ <u>第2の2の(2)のイの事業</u>にあつては、<u>指定事業者が行う整備・改修に限る。</u></p> <p>エ <u>第2の2の(2)のウの事業</u>にあつては、<u>指定事業者が、自ら又はその会員による生産者に対する経営の指導を目的とした改修に限る。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>生乳流通組織強靱化電算システムの整備</u></p> <p><u>第2の4の事業</u>にあつては、<u>指定事業者が、他の指定事業者又は指定事業者の会員と、生乳流通に係る組織運営体制の合併や機能再編を行うことによる強靱化を目的とした整備・改修に限る。</u></p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 生乳流通合理化等計画の内容等</p> <p>(1) 作成に係る留意点</p> <p>ア 生乳流通合理化計画</p> <p>実施団体のうち、<u>指定事業者</u>又はその会員が、生乳流通合理化計</p>	<p>第3 事業の要件</p> <p>1 生乳流通体制合理化機械装置</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>貯乳施設附帯機械装置の補改修</u></p> <p>ア 第2の2の(2)の事業における補改修の対象となる貯乳施設附帯機械装置は、実施団体が所有するものとし、直接、生乳の保管等に係るものに限る。</p> <p>イ 貯乳施設附帯機械装置のうち、貯乳タンクの補改修を行う場合は、当該貯乳施設内の全てのタンクの貯乳量が100トン未満のものとし、その貯乳量の低減(複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。)に係る補改修に限る。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 生乳流通合理化等計画の内容等</p> <p>(1) 作成に係る留意点</p> <p>ア 生乳流通合理化計画</p> <p>実施団体のうち、<u>生乳受託販売事業者</u>又はその会員が、生乳流通</p>

改正後	現行
<p>画を策定する場合にあっては、『「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」のうち指定団体の取組について』（令和3年2月9日付け2生畜第1813号農林水産省生産局長通知）に基づき当該指定事業者が策定した集送乳の合理化に係る推進計画との整合性を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>ただし、第2の2の（2）のウの取組を実施する場合にあっては、生乳流通合理化計画の策定を省略することができるものとする。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ <u>生乳流通組織強靱化計画</u></p> <p><u>生乳流通組織強靱化計画を策定する場合にあっては、指定事業者が、他の指定事業者又は指定事業者の会員と、生乳流通に係る組織運営体制の合併や機能再編を行うことによる強靱化について策定するものとする。</u></p> <p>（2）都道府県知事等への計画の提出</p> <p>ア 実施団体は、別紙様式第1-1号の生乳流通合理化計画、別紙様式第1-2号の生乳需給調整計画<u>又は別紙様式第1-3号の生乳流通組織強靱化計画</u>を策定した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事（以下「知事」という。）及び会長にこれを提出するものとする。</p> <p>なお、<u>これを変更した場合も同様とする。</u></p> <p>イ 実施団体は、第2の2の事業にあっては、生乳流通合理化計画、<u>第2の3の事業にあっては生乳需給調整計画、第2の4の事業にあっては生乳流通組織強靱化計画</u>を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。</p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>（1）第2の2の（1）の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第2号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書（以下「事業参加申込書」</p>	<p>合理化計画を策定する場合にあっては、『「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」のうち指定団体の取組について』（令和3年2月9日付け2生畜第1813号農林水産省生産局長通知）に基づき当該生乳受託販売事業者が策定した集送乳の合理化に係る推進計画との整合性を図るよう努めるものとする。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>[新設]</p> <p>（2）都道府県知事等への計画の提出</p> <p>ア 実施団体は、別紙様式第1-1号の生乳流通合理化計画<u>又は別紙様式第1-2号の生乳需給調整計画</u>を策定した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事（以下「知事」という。）及び会長にこれを提出するものとする。</p> <p>なお、<u>生乳流通合理化計画又は生乳需給調整計画の内容を変更した場合も同様とする。</u></p> <p>イ 実施団体は、第2の2の（1）及び（2）の事業にあっては、生乳流通合理化計画を第2の3の事業にあっては生乳需給調整計画、<u>を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。</u></p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>（1）第2の2の（1）の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第2号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書（以下「事業参加申込書」</p>

改正後	現行
<p>という。)を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次のアの(ア)及びイからキまで、それ以外の者の場合は、アの(イ)及びウからキまでの添付書類のうち必要なものを実施団体に提出するものとする。</p> <p>ア 「<u>みどりチェック</u>」<u>チェックシート</u>」の各取組みについて、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシート</p> <p>(ア)・(イ) [略] イ～キ [略] (2)～(3) [略]</p> <p>3 貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置、<u>生乳需給調整機能装置及び生乳流通組織強靱化電算システム</u>の検収</p> <p>実施団体は、貸付対象機械装置が借受者に納品された場合又は生乳流通体制合理化機械装置、<u>生乳需給調整機能装置及び生乳流通組織強靱化電算システム</u>が納品された場合は、速やかに当該貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置、生乳需給調整機能装置<u>及び生乳流通組織強靱化電算システム</u>の検収を行い、別紙様式第3号の生乳流通体制合理化推進事業対象機械装置等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「生乳流通体制合理化推進事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。</p> <p>なお、貸付対象機械装置の検収にあつては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。</p> <p>4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</p> <p>(1) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の試行実施について」(令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大</p>	<p>という。)を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次のアの(ア)及びイからキまで、それ以外の者の場合は、アの(イ)及びウからキまでの添付書類のうち必要なものを実施団体に提出するものとする。</p> <p>ア 「<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>」の各取組みについて、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシート</p> <p>(ア)・(イ) [略] イ～キ [略] (2)～(3) [略]</p> <p>3 貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置<u>及び生乳需給調整機能装置</u>の検収</p> <p>実施団体は、貸付対象機械装置が借受者に納品された場合又は生乳流通体制合理化機械装置<u>及び生乳需給調整機能装置</u>が納品された場合は、速やかに当該貸付対象機械装置、生乳流通体制合理化機械装置<u>及び生乳需給調整機能装置</u>の検収を行い、別紙様式第3号の生乳流通体制合理化推進事業生乳流通体制合理化機械装置等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「生乳流通体制合理化推進事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。</p> <p>なお、貸付対象機械装置の検収にあつては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。</p> <p>4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</p> <p>(1) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンス</u>の試行実施について」(令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環</p>

改正後	現行
<p>臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。)に基づき、<u>当該通知別添1の「みどりチェック」</u>チェックシート(畜産経営体向け)に記載された各取組について事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該生乳生産者が各取組を実施する旨を生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には当該<u>「みどりチェック」</u>チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>一覧には生乳生産者の氏名又は名称及び住所(都道府県)の情報を含めることとする。</p> <p>(2) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が生乳生産者ではない場合には、環境バイオマス政策課長通知に基づき、<u>要望調査時に当該通知別添1の「みどりチェック」</u>チェックシート(民間事業者・自治体等向け)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該借受者が各取組を実施する旨を当該借受者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、当該借受者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>一覧には借受者の氏名又は名称及び住所(都道府県)の情報を含めることとする。</p> <p>(3) 実施団体は、第2の3の事業において、生乳需給調整機能装置の補改修の取組を実施する者から環境バイオマス政策課長通知に基づき、</p>	<p>境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。)に基づき、「<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>(畜産経営体向け)に記載された各取組について事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該生乳生産者が各取組を実施する旨を生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>一覧には生乳生産者の氏名又は名称及び住所(都道府県)の情報を含めることとする。</p> <p>(2) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が生乳生産者ではない場合には、環境バイオマス政策課長通知に基づき、<u>要望調査時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>(民間事業者・自治体等向け)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該借受者が各取組を実施する旨を当該借受者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、当該借受者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>一覧には借受者の氏名又は名称及び住所(都道府県)の情報を含めることとする。</p> <p>(3) 実施団体は、第2の3の事業において、生乳需給調整機能装置の補改修の取組を実施する者から環境バイオマス政策課長通知に基づき、</p>

改正後	現行
<p>要望調査時に当該通知別添1の「<u>みどりチェック</u>」チェックシート（食品関連事業者向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該取組者が各取組を実施する旨を取組者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該「<u>みどりチェック</u>」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、当該取組者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>一覧には取組者の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</p> <p>(4) 実施団体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、当該通知別添1の「<u>みどりチェック</u>」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該「<u>みどりチェック</u>」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。</p> <p>5 実施団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</p> <p>(1) 令和8年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下こ</p>	<p>要望調査時に当該通知別添の「<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスシート</u>（食品関連事業者向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該取組者が各取組を実施する旨を取組者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、当該取組者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>一覧には取組者の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</p> <p>(4) 実施団体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、当該通知別添の「<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを会長に提出するものとする。</p> <p>また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを会長に提出するものとする。</p> <p>5 実施団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</p> <p>(1) 令和7年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下こ</p>

改正後	現行
<p>の項において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和7年度及び令和8年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和7年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和8年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和8年度とする。</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 中酪の補助等 中酪は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。 ただし、次の1若しくは2のいずれかを満たしている場合は、別表2の事業の種類の欄の2及び4の事業について、補助率を2分の1以内とする。</p> <p>1 事業の対象となる地域(1号対象事業者)にあつては当該第1号対象事業者が管轄する区域、都府県にあつては都府県の区域とする。以下同じ。)において、生産者から第1号対象事業者までの生乳販売が生乳販売事業者を含めて2団体以下により行われていること。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 貸付対象機械装置等の維持管理等 1 維持管理 (1) [略] (2) 第2の2の(2)、3及び4の事業を実施した場合、以下のとおり</p>	<p>の項において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和6年度及び令和7年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和6年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和7年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和7年度とする。</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 中酪の補助等 中酪は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。 ただし、次の1若しくは2のいずれかを満たしている場合は、別表2の事業の種類の欄の2の事業について、補助率を2分の1以内とする。</p> <p>1 事業の対象となる地域(生乳受託販売事業者及び生乳買取販売事業者(以下「生乳販売事業者」という。))にあつては当該生乳販売事業者が管轄する区域、都府県にあつては都府県の区域とする。以下同じ。)において、生産者から生乳販売事業者までの生乳販売が生乳販売事業者を含めて2団体以下により行われていること。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 貸付対象機械装置等の維持管理等 1 維持管理 (1) [略] (2) 第2の2の(2)の事業を実施した場合、以下のとおりとする。</p>

改正後	現行												
<p>とする。 ア～イ [略] 2～5 [略]</p> <p>第9 運営状況等の報告 実施団体は、第2の2、<u>3及び4</u>の事業において導入した貸付対象機械装置等、生乳流通体制合理化機械装置等、<u>生乳需給調整機能装置及び生乳流通組織強靱化電算システム</u>について、別紙様式第8号の生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとする。 <u>ただし、機械装置、器具及びソフトウェアの取得価格が50万円未満のものは除くものとする。</u></p> <p>第10～第12 [略]</p> <p><u>附 則（令和8年4月8日付け中酪（生振）発第26号）</u> <u>この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1 [略] ※ 別表2</p> <table border="1" data-bbox="203 1107 1104 1366"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生乳流通合理化体制整備</td> <td>生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会、<u>生乳需</u></td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	補助対象経費	補助率	1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会、 <u>生乳需</u>	定額	<p>ア～イ [略] 2～5 [略]</p> <p>第9 運営状況等の報告 実施団体は、第2の2の事業において導入した貸付対象機械装置等、<u>生乳流通体制合理化機械装置（取得価格が50万円未満のものを除く。）及び生乳需給調整機能装置</u>について、別紙様式第8号の生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとする。</p> <p>第10～第12 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>別表1 [略] ※ 別表2</p> <table border="1" data-bbox="1180 1107 2096 1366"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生乳流通合理化体制整備</td> <td>生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会<u>及び生乳需</u></td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	補助対象経費	補助率	1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会 <u>及び生乳需</u>	定額
事業の種類	補助対象経費	補助率											
1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会、 <u>生乳需</u>	定額											
事業の種類	補助対象経費	補助率											
1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 (1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会 <u>及び生乳需</u>	定額											

改正後			現行		
	<p>給調整協議会及び生乳流通組織強靱化協議会の開催</p> <p>(2) 生乳流通合理化計画、生乳需給調整計画及び生乳流通組織強靱化計画の策定</p>	定額		給調整協議会の開催	定額
2	<p>生乳流通体制合理化機械装置等の導入</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置等整備</p> <p>ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修</p>	[略]		<p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備</p> <p>ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図る電算システム整備・改修に要する経費</p>	[略]
	<p>イ 乳代精算方法の効率化等を図る電算システムの整備・改修に要する経費</p>	<p>1/3 以内</p> <p>ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2 以内</p>		<p>[新設]</p>	[新設]
	<p>ウ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用の拡大を図るための改修に要する経費</p>	[略]		<p>イ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用の拡大を図るための改修に要する経費</p>	[略]
3	[略]	[略]		[略]	[略]
4	<p>生乳流通組織強靱化電算システムの整備</p>	<p>1/3 以内</p> <p>ただし、第6のただし書き以下の要件を</p>		<p>[新設]</p>	[新設]

改正後			現行		
		満たす場合は1/2以内			
別紙様式第1-1号～別紙様式第1-2号 [略]			別紙様式第1-1号～別紙様式第1-2号 [略]		
別紙様式第1-3号			〔新設〕		
○○（実施団体名）生乳流通組織強靱化計画					
			番 号		
			年 月 日		
都道府県					
知事 ○○ ○○ 殿					
一般社団法人中央酪農会議					
会長 ○○ ○○ 殿					
			住 所		
			団 体 名		
			代表者氏名		
生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の4の事業の実施に当たり、生乳流通組織強靱化計画を下記のとおり策定したので、同要領第4の1の(2)のアの規定に基づき提出します。					
記					
1 趣旨					
本会は、生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の1の(4)に基づき、以下のとおり生乳流通組織強靱化計画を策定する。					
2 生乳流通組織強靱化計画の実施体制（生乳流通組織強靱化協議会の組織構成、事業参加者名）及びそれらの役割分担を図式明記すること					

改正後	現行
<p>3 <u>生乳流通組織強靱化計画の概要</u></p> <p>4 <u>具体的な内容等</u></p> <p>(1) <u>強靱化の対象となる組織と強靱化後の組織体制</u></p> <p>(2) <u>現状分析と期待される効果</u></p> <p>(3) <u>強靱化のスケジュールと目標年度</u></p> <p>(4) <u>本事業で整備・改修する電算システムの種類、内容、規模、利用場所、導入年度</u></p> <p>5 <u>添付資料</u></p> <p><u>協議会の名簿、議事録、算定基礎資料</u></p> <p>別紙様式第2号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業参加申込書 〔中略〕</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 「<u>みどりチェック</u>」<u>チェックシート</u>（畜産経営体向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>(2) 「<u>みどりチェック</u>」<u>チェックシート</u>（民間事業者・自治体等向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート（借受者が生乳生産者以外の場合）</p> <p>(3) ～（注） 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号の別紙 〔略〕</p> <p>別紙様式第3号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業対象機械装置等の検収調書 （第2の2、<u>3</u>及び<u>4</u>の事業） 〔以下略〕</p> <p>別紙様式第4号</p>	<p>別紙様式第2号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業参加申込書 〔中略〕</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>（畜産経営体向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>(2) <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>（民間事業者・自治体等向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート（借受者が生乳生産者以外の場合）</p> <p>(3) ～（注） 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号の別紙</p> <p>別紙様式第3号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業対象機械装置等の検収調書 （第2の2及び<u>3</u>の事業） 〔以下略〕</p> <p>別紙様式第4号</p>

改正後				
令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書 〔中略〕				
3 事業に要する経費の配分及び負担区分				
区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会、生乳需給調整協議会及び生乳流通組織強靱化協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び、生乳需給調整計画及び生乳流通組織強靱化計画の策定				
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 (1) 生乳流通体制合理化機械装置リース (2) 生乳流通体制合理化機械装置等整備				
3 生乳需給調整機能装置の整備				
4 生乳流通組織強靱化電算システムの整備				
合計				
注～4 〔略〕				
5 添付書類				
(1)～(2)〔略〕				
(3) 環境配慮のチェック・要件化の試行実施についてに基づく「みどりチェック」チェックシートの事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート				
(4) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類				

現行				
令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書 〔中略〕				
3 事業に要する経費の配分及び負担区分				
区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催  (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定				
2 生乳流通体制合理化機械装置の導入 (1) 生乳流通体制合理化機械装置リース (2) 生乳流通体制合理化機械装置整備				
3 生乳需給調整機能装置の整備 〔新設〕				
合計				
注～4 〔略〕				
5 添付書類				
(1)～(2)〔略〕				
(3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施についてに基づく「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者・自治体等向け)」の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート				
(4) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類				

改正後	現行
<p>①～④ 〔略〕</p> <p>⑤ 「<u>みどりチェック</u>」チェックシートの事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>⑥ 「<u>みどりチェック</u>」チェックシートの事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧（借受者が生乳生産者以外の場合）</p> <p>⑦～⑨ 〔略〕</p> <p>（5）生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類 第2の2の（2）の事業の場合</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 「<u>みどりチェック</u>」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの写し</p> <p>③～④ 〔略〕</p> <p>（6）生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 「<u>みどりチェック</u>」チェックシートの事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧</p> <p>③～④ 〔略〕</p> <p>（7）<u>生乳流通組織強靱化電算システムの整備・改修を行う場合は、以下の書類</u></p> <p>① <u>〇〇（実施団体名）生乳流通組織強靱化計画（別紙様式第1-3号）</u></p> <p>② 「<u>みどりチェック</u>」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧</p>	<p>①～④ 〔略〕</p> <p>⑤ <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>⑥ <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧（借受者が生乳生産者以外の場合）</p> <p>⑦～⑨ 〔略〕 （借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>（5）生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類 第2の2の（2）の事業の場合</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの写し</p> <p>③～④ 〔略〕</p> <p>（6）生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧</p> <p>③～④ 〔略〕</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p>③ <u>電算システムの見積書</u></p> <p>④ <u>電算システムの仕様がわかる書類</u></p> <p>(注) [略]</p> <p>別紙</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画</p> <p>1 生乳流通合理化等体制整備</p> <p>(1) <u>生乳流通体制合理化協議会、生乳需給調整協議会及び生乳流通組織強 靱化協議会の開催</u></p> <p>[略]</p> <p>(2) <u>生乳流通体制合理化計画、生乳需給調整計画及び生乳流通組織強靱化 計画の策定</u></p> <p>[略]</p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置等整備</p> <p>ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修</p> <p>[中略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用<u>の拡大</u>を図る電算シス テムの改修</p> <p>[中略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>生乳流通組織強靱化電算システムの整備・改修</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>	<p>(注) [略]</p> <p>別紙</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画</p> <p>1 生乳流通合理化等体制整備</p> <p>(1) <u>生乳流通体制合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催</u></p> <p>[略]</p> <p>(2) <u>生乳流通体制合理化計画及び生乳需給調整計画の策定</u></p> <p>[略]</p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置の導入</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備</p> <p>ア 貯乳施設附帯機械装置の補改修</p> <p>[中略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用を図る電算システムの改修</p> <p>[中略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[新設]</p>

改正後											現行	
No.	生乳生産者団体名	地域名又は都道府県名	実施時期	取組内容	整備・補改修する機械装置名	補助率	事業費	負担区分		積算基礎		
								補助金	その他	員数	単価	金額
合計												
<p>注1：生乳生産者団体から提出された生乳流通組織強靱化計画を添付すること</p> <p>注2：情報管理システムの整備・改修の内容がわかる書類を添付すること。</p>												

改正後					現行				
3 〔略〕 別添 〔略〕 別紙様式第5号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書 〔中略〕					3 〔略〕 別添 〔略〕 別紙様式第5号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書 〔中略〕				
3 事業に要する経費の配分及び負担区分					3 事業に要する経費の配分及び負担区分				
区 分	事業 費	負担区分		備 考	区 分	事業 費	負担区分		備 考
		補 助 金	そ の 他				補 助 金	そ の 他	
1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会、生乳需給調整協議会及び生乳流通組織強靱化協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画、生乳需給調整計画及び生乳流通組織強靱化計画の策定					1 生乳流通合理化等体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び生乳需給調整計画の策定				
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 (1) 生乳流通体制合理化機械装置リース (2) 生乳流通体制合理化機械装置等整備					2 生乳流通体制合理化機械装置の導入 (1) 生乳流通体制合理化機械装置リース (2) 生乳流通体制合理化機械装置整備				
3 生乳需給調整機能装置の整備					3 生乳需給調整機能装置の整備 〔新設〕				
4 生乳流通組織強靱化電算システムの整備									
合計					合計				
注1～注2 〔略〕					注1～注2 〔略〕				
別紙様式第6号 〔略〕					別紙様式第6号 〔略〕				

改正後								現行									
別紙様式第7号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書 1～2 [略] 3 事業に係る精算額 (単位：円)								別紙様式第7号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書 1～2 [略] 3 事業に係る精算額 (単位：円)									
区分	交付決定		事業実績			既概 算払 受領 額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備考	区分	交付決定		事業実績			既概 算払 受領 額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備考
	事業 費	補助 金	事業 費	補助金 ①	その 他					事業 費	補助金 ①	その 他					
1 生乳流通 合理化等体 制整備 (1) 生乳流 通合理化協 議会、生乳 需給調整協 議会及び生 乳流通組織 強靱化協議 会の開催 (2) 生乳流 通合理化 計画、生 乳需給調 整計画及 び生乳流 通組織強 靱化計画									1 生乳流通 合理化等 体制整備 (1) 生乳流 通合理化 協議会及 び生乳需 給調整協 議会の開 催 (2) 生乳流 通合理化 計画及び 生乳需給 調整計画 の策定								

改正後									現行										
の策定									2 生乳流通 体制合理 化機械装 置等の導 入										2 生乳流通 体制合理 化機械装 置の導入
(1) [略]									(1) [略]										(1) [略]
(2) 生乳流 通体制合 理化機械 装置等整 備									(2) 生乳流 通体制合 理化機械 装置整備										(2) 生乳流 通体制合 理化機械 装置整備
3 [略]									3 [略]										3 [略]
4 <u>生乳流通</u> <u>組織強靱</u> <u>化電算シ</u> <u>ステムの</u> <u>整備</u>									[新設]										
4～5 [略]									4～5 [略]										4～5 [略]
6 添付書類									6 添付書類										6 添付書類
(1)～(3) [略]									(1)～(3) [略]										(1)～(3) [略]
(4) 「 <u>みどりチェック</u> 」チェックシート」に記載された各取組を実施したことがわかるチェックシート (写)									(4) 「 <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u> 」に記載された各取組を実施したことがわかるチェックシート (写)										(4) 「 <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u> 」に記載された各取組を実施したことがわかるチェックシート (写)
別添様式第8号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書 [中略]									別添様式第8号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書 [中略]										別添様式第8号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書 [中略]

改正後				現行
1～2 [略]				1～2 [略]
3 組織強靱化目標と実績				[新設]
<u>取組内容</u>	<u>利用状況</u>	<u>財産管理</u>	<u>備考</u>	
〇〇 ( )	[適正に利用している] [その他: ]	[適正に利用している] [その他: ]		
〇〇 ( )	[適正に利用している] [その他: ]	[適正に利用している] [その他: ]		
<p>注：項目ごとにマルをつけること。[その他]の場合は、その状況及びその理由を記載すること。</p> <p>添付資料  <u>生乳流通体制合理化推進事業実施要領第2の4の事業により整備した生乳流通組織強靱化電算システムの利用状況がわかる書類</u></p>				
以下 [略]				